

No.23 質問 委員会や会派などの議会の視察報告と、視察後の取り組み報告の公開状況について、該当する項目にチェックしてください。【複数回答可】

選択肢

- ・紙媒体で公開/インターネット上で公開/公開請求があれば紙媒体で公開
- ・公開請求があれば電子データで公開/非公開
- ※視察内容を生かして議員提案につながったなど

回答

- ・視察内容の報告
紙媒体で公開● インターネット上で公開●
- ・視察を生かした取り組みの報告(※)
紙媒体で公開● インターネット上で公開●

《草の根コメント》

- ①情報公開入手資料では、一般質問での「〇〇に行ってきました」という議事録を公開の事例としているが、この設問では、議会だより等、何らかの情報媒体を使って報告しているかを問うている。議事録があることは公開には該当しないし、一般質問で取り上げたことが「報告」にはならない。
- ②また、後段の設問にはわざわざ※印で注を付け、「視察内容を生かして議員提案につながった」ことなどを回答すべき事例として示しており、「〇〇に行ってきました」と一般質問しても、それだけでは、明らかに「視察後の取り組み」には該当しない。

No.25 質問 政務活動費の公開範囲・公開方法について該当する箇所をチェックしてください【複数回答可】 政務活動費が無い場合は全て「なし」にチェックしてください。

選択肢

- ・紙媒体で公開
- ・インターネット上で公開
- ・公開請求があれば紙媒体で公開
- ・公開請求があれば電子データで公開/なし
- ・非公開
- ※用途ごとの金額を公開している場合が該当します

回答

- 総額 紙媒体で公開●
- 内訳 紙媒体で公開●
- 領収書 紙媒体で公開●

《草の根コメント》

- ・情報公開入手資料には、
「平成 25 年度政務活動費会派別収支報告一覧表」(A4 一枚) のみ。又この一覧表には総額と内訳の金額はあるものの、領収書は含まれていない。
- ・また、町田市議会ホームページの政務活動の欄に一件のみ、「平成 25 年度政務活動費会派別収支報告一覧表」が出てくるが、いつ頃このページが立ち上がり、インターネット上に公開されたのかはまったく不明。
- ・紙媒体で公開●というが、議会だよりに政務活動費の掲載の事実はない。

したがって、内訳、領収書についての問いには「紙媒体で公開」ではなく「公開請求があれば紙媒体で公開」と回答しなければならない。虚偽回答に当たる。

No.28 質問 議会だよりをどのような体制で作成していますか。編集に関わる人を全て選択してください【複数回答可】

- 回答** 編集だよりを担当する委員会●
個々の議員（編集だよりを担当する委員会ではない）●
議会事務局●
住民や市民団体●

《草の根コメント》

- ①情報公開入手資料の中に、住民や市民団体が関わっているとの根拠だとする資料は無い。
- ②編集スタッフについて、一切の募集や案内がされていない。以上の事実から、「市民が関わっている」という回答は虚偽に当たる。

No.29 質問 議会だよりについて、改善した点があればチェックしてください。
【複数回答可】 ※議会だよりを発行していなかったり、特に変更した点がない場合には回答不要です

- 選択肢**
- ・タイトル
 - ・レイアウト
 - ・ページ数
 - ・カラー化
 - ・配布場所
 - ・改善のためのアンケートを実施
(→)ご記入いただく場合は左のチェックを入れてください。
また、改善後の URL があれば、合わせて記入してください。
 - ・その他（ 記入欄 ）

- 回答**
- ・レイアウト●
 - ・改善の検討のためアンケートを実施

《草の根コメント》

- ① 情報公開入手資料では、町田市議会だよりNo.195（平成27年1月30日発行）が根拠となっている。前年の12月定例会でアンケートをとり、その結果を掲載している。私たち草の根も議場で回答したのだが、議会だよりについてのアンケートではなく、議会に対する全般的な意見・感想等を求める内容だった。
- ② 町田市議会だよりNo.195によると、全体で傍聴者304人がアンケートに回答。内、草の根メンバーも数名が回答。ところが、「はじめて傍聴された方が感じた新鮮なご意見や以前に傍聴されたことがある方の厳しいご意見など多くのご意見が寄せられました」とあり、12項目の傍聴者の声は掲載しているが、草の根メンバーの声は全く無視だった。

以上、議会だよりについては、「特に変更した点はない」が実態で、回答不要にすべき。

No.34 質問 議会報告会、住民説明会、意見交換会等の「議会が住民に説明する場を設けていますか。該当するものにチェックしてください。（名称はなんでも結構ですが、議員個人や会派ではなく「議会」として実施しているものが該当します）

※同一テーマについて複数会場で実施する場合は合わせて1回とカウントして下さい。

例；平成26年度当初予算についての議会報告会

5月20日 A会場 B会場

5月27日 C会場 D会場

7月施行の議会基本条例についての説明会

8月26日 A会場

9月1日 B会場 C会場

この場合は「年2回」となります

- 選択肢 ・1回／年 ・2回／年 ・3回／年 ・4回／年 ・5回以上／年
・設けていない（今後の実施が決定している）
・設けていない（開催を検討中）
・設けていない（実施予定なし）

回答

年5回以上 6回

《草の根コメント》（一般の住民への議会活動についての直接の報告等）

情報公開入手資料では、

1. 健康福祉常任委員会が行った ①「障害者福祉懇談会」②「公益社団法人東京都柔道接骨師会町田支部」③「特定非営利法人町田市精神障害者さるびあ会」との懇談会および、文教社会常任委員会が行った ④「町田市法人立保育園協会」⑤「特定非営利法人東京養育家庭の会みどり支部町田」との懇談会ならびに、健康福祉常任委員会と ⑥「町田市民病院」との懇談会を6回という回答の根拠

- としている。
2. 市民への開催告知もなく
 3. 非公開で、
 4. 記録も公開されていない。

すなわち6回の「懇談会」と称する会合はすべて、特定団体から非公開で、当該団体の要望を聞いた会合である。これを議会報告会、住民説明会を開催、と回答していて、早大マニフェスト研究所の目指す「議会改革」の趣旨とはかけ離れていて、全くの虚偽報告に当たる。なお、この点については、日経新聞の調査においては、質問項目の回答上の注意事項としてより明確に質問の趣旨が示されている。

No.35 質問 住民説明会や意見交換会、議会報告会の開催における、平均開催会場数と1会場あたりの平均参加者数をお答えください（概数で結構です）把握していない場合には空欄のまま結構です。

例；平成26年度当初予算についての議会報告会の参加者

5月17日（日）会場A 10人 会場B 5人

5月24日（日）会場C 15人 会場D 10人

→この場合、平均開催会場数4会場、平均参加者数 10人となります。

項目 1回あたりの平均値(概算)

- 回答**
- ・平均会場数 1回あたりの平均値は **3**
 - ・平均参加者数（1会場あたり） **16**

《草の根コメント》

No.34の質問の回答で、各業界団体等との懇談会を住民への議会報告会と偽って回答してしまったため、回答は「でたらめ」になってしまった、と見られる。「平均会場数」については、各会合の場所はそれぞれ1ヶ所であり、回答の「3」は架空の数字。次に、「平均参加者数」は、各常任委員会とそれぞれの特定団体との懇談会の参加人数の合計を回数「6」で割ったもの。

No.36 質問 住民説明会や意見交換会、議会報告会で出た質問・要望及びその回答について、事後どのように取り扱われていますか。該当する項目をチェックしてください。【複数回答可】

※住民説明会や意見交換会、議会報告会を実施されていない場合は無回答（どこにもチェックしない）をお願いします。

選択肢

- ・議会だよりなどの紙媒体で公開
- ・インターネット上で公開
- ・本会議で報告
- ・次回の住民説明会や意見交換会、議会報告会で報告
- ・特になし(その場での回答のみ)
- ・その他（記入欄あり）

回答 その他（意見交換会で受けた要望等が重要であると判断した時は、委員

会提出議案として提出し、本会議で議決する)

《草の根コメント》（議会報告会での住民意見等の反映）

またまた、この質問も、No.34 質問の補足質問だから、実施していないので「無回答」とすべき項目。

回答にあまり意味は無いのだが、まず、回答が その他、となっていて、その中で、「意見交換会で、云々」としているが、この意見交換会は、住民との公開の「意見交換会」で当然、業界団体との懇談会は該当しない。情報公開入手資料によれば、「その他」の回答の根拠となっているのは、健康福祉常任委員会と町田市医師会との懇談会の後、委員会提出議案として議決した「ワクチン行政の充実を求める意見書」のこと。この意見書が提出され、議決されたのは、2010年6月14日のこと。2014年度についてのアンケートの回答に無理やり実績になりそうな4年前の事例を探しだし、わざわざ記述している。また、No.34 質問の回答の6つの団体には「町田市医師会」はなく、虚偽回答であることを自ら証明することとなっている。

- No. 37 質問 住民説明会や意見交換会、議会報告会について工夫している点があれば該当する項目にチェックしてください。【複数回答可】
※上記の会を実施していない場合は無回答（どこにもチェックしない）で結構です

選択肢

- ・対象とする住民を想定し、関心がありそうなテーマを設定している
- ・対象とする住民を想定し、その参加しやすい日時に開催している
- ・発言しやすいようにグループワーク形式にしている
- ・参加者が質問できる時間を設けている（議会として回答している）
- ・参加者や議員が意見交換する時間がある
- ・その他

回答

対象とする住民を想定し、その参加しやすい日時に開催している
参加者や議員が意見交換する時間がある

《草の根コメント》

情報公開入手資料には、回答の根拠を示す資料は存在しない。（そもそも住民説明会や報告会は開催していない）なお、No.34 質問の回答の根拠、としている各常任委員会と特定団体との懇談会でさえ、同じ日に2団体、3団体、との間で開催しており、議員の都合で日時を決めているとしか思えない。

- No.46 質問 ここ10年間で政策型議員提案条例を制定されましたか。ここ10年間で制定された合計数を選択回答ください。（平成16年度から平成26年度現在まで）

※議員報酬の減額や議員定数の削減に関するものは含めません。

選択肢

- ・1件 ・2件 ・3件 ・4件 ・5件以上
- ・10年以上前に制定実績あり(ここ10年は無し)
- ・提案実績はあるが否決されたため制度実績無し
- ・制度実績無し(提案も、10年以上前の制定も無し)

回答 5件以上 6件。

《草の根コメント》(政策立案機能の目安としての政策条例の議員提案件数等)

情報公開入手資料では、根拠とされているデータ6件のうち、

- ①まず、平成23年(2011年)12月に議決された「町田市議会の議決すべき事件に関する条例」は、次の質問No.51の「議会の権能の拡大」にかかる条例案であり、政策立案機能の事例ではない。
- ②平成17年(2005年)、平成20年(2008年)、平成23年(2011年)および、平成26年(2014年)の各年度については、いずれも同一の内容で、すなわち、市税条例のうち都市計画税の負担軽減を継続する条例「町田市市税条例の一部を改正する条例」の合計4件が実績となっている。この条例は、3年ごとに期限切れの条例であり、土地所有者のためにその税の軽減を図るというもので、逆にいえば、市の固有の財源を一部放棄するものであり、これが「政策提案」とは言い難い。
- ③残りの1件は平成21年(2009年)の「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」で、請願等の提出者の意見陳述の際、請願者に実費弁償(交通費1千円)をするというもので、これもまた「政策提案」とは言い難い。

なお、この件で2015年6月ころ、市議会関係者から別の信頼できるルートにより入手した資料では、上記③の「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」ではなく、「町田市市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が6件のうちのひとつとされている。すなわち、早大マニフェスト研究所に回答した時点では、議員報酬関係の議決条例を回答根拠としていたが、8月の情報公開入手資料では、根拠とした資料を改ざん、差し替えて情報公開している。

No.47 質問 議員提案条例を制定した後に、取り組みの進捗状況や内容の検証を行っていますか。また、一定期間が経過したのちに内容の見直しをする「見直し条項」が条例に含まれていますか。

※議会基本条例は含みません。

選択肢

- ・検証を行っている(条例に見直し条項がある)
- ・検証を行っている(条例に見直し条項がない)
- ・行っていない

回答 検証を行っている(条例に見直し条項がない) ●

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、根拠としているのはNo.46の6件の条例。No.46についての草の根のコメントで明らかにしたように、政策提案型議員提案条例は「検証を行う」べき議員提案条例そのものが「不存在」であり、虚偽の回答である。

No.51 質問 地方自治法96の2(96条第二項)に定める議決事項の追加をしていますか。追加している場合はその件数を選択してください。

回答 4件

《草の根コメント》(議会の機能のうち権限の拡大への取り組み状況)

質問の主旨の例としては、例えば、豊田市議会は、議会の活性化と議会改革のための「議会基本条例」の中に、この議決事件の拡大を位置付けた上で、「議会の議決すべき事件に関する条例」(平成22年3月)を制定している。

「議会は自治体の意思決定機関としての機能を有しています。議決とは議会における意思決定の総称であり、市民生活に非常に関係が深く重要な行政計画については、議会で議決すべきこととしました。

この条例の制定によって、市民生活に直結するこれらの行政計画の策定について議会が積極的な役割を果たし、市長等とともに市民の皆さまに対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定が図られると考えます。」(豊田市議会 H.P.より)

情報公開入手資料によると4件の根拠としたのは①「町田市議会の議決すべき事件に関する条例」平成23年(2011年)②「町田市表彰条例」平成7年(1995年)③「町田市名誉市民条例」平成9年(1997年)④「町田市情報公開・個人情報保護審査会条例」平成元年(1989年)。議決事件拡大という議会改革の意義からして、回答として妥当なのはかろうじて①該当するだけで、後の②③④議会の活性化とは無関係であり政策条例とは言えない。

No.52 質問 議会での討議方法整備状況について、導入と実績の有無をご回答ください。

選択肢

- ・実施している
- ・導入しているが実施していない
- ・導入していない

回答

反問権 実施している●
一問一答 実施している●

議員間討議 実施している●

《草の根コメント》（議会運営の改善・討議内容の深化）

「導入」とは、何らかの制度があるか、という設問であり、町田市議会の議会運営についての規則等には「反問権」についての規定はなく、実績もない。したがって、「実施している」は虚偽回答。なお、例外的に委員会での請願の審議の際のみ議員間討議は実施している。なお、同時期の「日経新聞」の同じ設問（後述）では「反問権は実施していない」と（正直に？）回答している。

No.61 質問 議会として行政の事務事業評価・施策または政策評価・仕分け等の実施を行っていますか。【複数回答可】

選択肢

- ・事務事業評価を行っている
- ・施策または政策評価を行っている
- ・仕分けを行っている
- ・行っていない
- ・その他 記入欄

回答

その他 決算特別委員会で事務事業内容を細かく審査し、事務事業に対し、120項目にもわたる付帯決議(意見)を付けている。そして、次年の決算特別委員会で、付帯決議の達成度を理由と一緒に報告させている。

《草の根コメント》（議会として独自に事務事業評価をしているか）

町田市は、全国の市町村に先駆けて、2012年度決算から複式簿記（企業会計方式決算）による『事業別評価シート』を作成している。市議会決算特別委員会では、2013年度決算審査（2014年10月）から、決算審査の参考資料としてこれが使われている。質疑のほとんどはこの『事業別評価シート』を使って行われている。

それまでの決算審査では、支出の内容の細部を聞く、不用額の理由を問う、あるいは翌年度の予算要望が中心であったが、執行部の企業会計方式による決算資料の提供があつて初めて、今のような実質的な審査ができるようになったものである。

したがって、「議会として行政の事務事業評価・施策または政策評価・仕分け等の実施を行っていない」ので、本来ならば、行っていない●印とすべきだ。

No.69 質問 議会図書室の利用状況についてお尋ねします。議員・職員・住民への利用頻度について、該当する箇所にチェックしてください。（概算で結構です）

住民に開放していない場合は「開放していない」にチェックをお願いします。

※利用者の内訳が不明・未確認の場合は「合算」のみで結構です。

選択肢

- ・ほとんど利用無し
- ・1週間で数名程度
- ・1日数名程度
- ・1日10名以上
- ・未確認（不明）
- ・開放していない

回答

議員	未確認（不明）●
自治体職員	1日数名程度●
住民	ほとんど利用無し●
合算	未確認（不明）●

《草の根コメント》

情報公開入手資料では、回答の裏付け「根拠資料無し」。他の質問についての情報公開入手資料『平成26年度版 議会の概要』18ページには議会図書室の欄があり、「利用対象者は議員及び議会事務局職員」と明記されている。

住民に開放していないのだから「開放していない」に●印をつけなければならない。

自治体職員の利用については、「利用対象者は議会事務局職員」となっているので、執行部側の職員の利用は考えにくい。回数についても、1日数名程度に●印の数字の根拠は示されていないので、未確認（不明）に●印となる。2件とも「虚偽回答」である。

No.72 質問 議会改革を進めるにあたり、課題や懸念を感じている点があればご自由に記入してください。議会、事務局いずれからのご意見でも結構です。（議員の合意形成が困難、進め方がわからない、必要性を感じていない等）

回答

通年議会の導入については、現状でも閉会中、委員会の開催は行うことができるし、市長の招集は、必要があれば必ず議会を招集できるので、必要性は低い。通年議会はやはり地方歳費がセットではじめて成立されると思われる。地方議員の業務は専業でなくてはできないほど専門性をおびているのに対し、全国では30%台しか専業の議員がいないことは、現在の報酬制度では、地方議員は職務に専念するということは無理ということではないかと思えます。

《草の根コメント》

情報公開資料によると、「議会運営委員会協議事項(案)」（2006年9月5日）と、「議会改革調査特別委員会協議事項 付議事件」（2008年10月2日）が、回答の根拠となっているが、2件ともに、この回答の内容とほぼ無関係で、回答の根拠になっていない。

追加してまでも言っているのは「近年、議員や議会の仕事が増え、高度化しているのに、報酬が足りないので、報酬制度を変える、議員報酬を引き上げるべき…」この主旨だけははっきり回答している。時代錯誤もはなはだしい。

No.73 質問 本調査または特定の設問について疑問点・補足点等あればご自由に記述してください。

《自由記述》

No. 14 全員協議会は原則公開だが、議事録は作成していません。

No.14・No.16 議会運営委員会は、付託案件をインターネットで公開及び放映しています。

No. 23 委員会視察等の取り組みについては、一般質問で、執行部に質問するなどの取り組みを行っており、執行部はそれを受け市の行政に反映させている。2014年は15回。

No. 26 議会のメールマガジンをはじめると、配信内容のボリュームがあまりないこと、市のメールマガジンに入れた方がより多くの市民が見てくれることから、市のメール配信サービスを利用して配信している。

No. 29 12月定例会に傍聴者にアンケート調査を行い、その調査結果を議会だよりにのせるためレイアウトの見直しを行った。今後、アンケート調査を行うたびにそのレイアウトを利用していく。

No. 47 議員提出議案で市税条例の改正(都市計画税の見直し)を行っているが、3年ごとに内容の見直しを行うため、期限を3年とし、そのたびに検証を行っている。

《草の根コメント》

この質問は自由記入欄であり、情報公開資料では、資料根拠無しとなっている。No. 23の回答について、「委員会視察の取り組みを一般質問し、そのことを執行部が市の施策に反映させている」とする事例が「2014年は15回」という記述の、「根拠となる資料」は存在しない。

No. 47について、ここで自由記入をしているが、その前の質問、No. 46（政策提案型条例）が町田市の場合中身が無いにもかかわらず、実績ありと回答してしまったため、あえて回答を「補強」しようとして、「自由記入」に回答しているものと思われる。